白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新

旧

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの 申出があった場合には、前項の規定による文 書の交付に代えて、第5項で定めるところに より、当該利用申込者の承諾を得て、当該文 書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法であって次に掲げるもの(以下この 条において「電磁的方法」という。)により 提供することができる。この場合において、 当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付 したものとみなす。

(1) 略

② <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録 媒体をいう。)</u>をもって調製するファイル に前項に規定する重要事項を記録したもの を交付する方法

$3\sim6$ 略

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの 申出があった場合には、前項の規定による文 書の交付に代えて、第5項で定めるところに より、当該利用申込者の承諾を得て、当該文 書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法であって次に掲げるもの(以下この 条において「電磁的方法」という。)により 提供することができる。この場合において、 当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付 したものとみなす。

(1) 略

図 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその 他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもっ て調製するファイルに前項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法

 $3 \sim 6$ 略

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなけれ</u>ばならない。